

事故・病気の予防

赤ちゃんの事故は外出先だけでなく、家の中にも
そのリスクは潜んでいます。
また感染症を始めとする病気には、毎日の対策が不可欠です。
大切な命を守るためにも必要な対策や知識を
ご家族の中で共有していきましょう。

こどもを事故から守ろう	98
こどもの病気・事故の対応	100
予防接種	102
こどもに多い感染症	104
あなたなら、こんなとき、どうします？	106
横浜市子供を虐待から守る条例について	107
横浜市子育てりぶいん	108
(横浜市建築局からのお知らせ)	



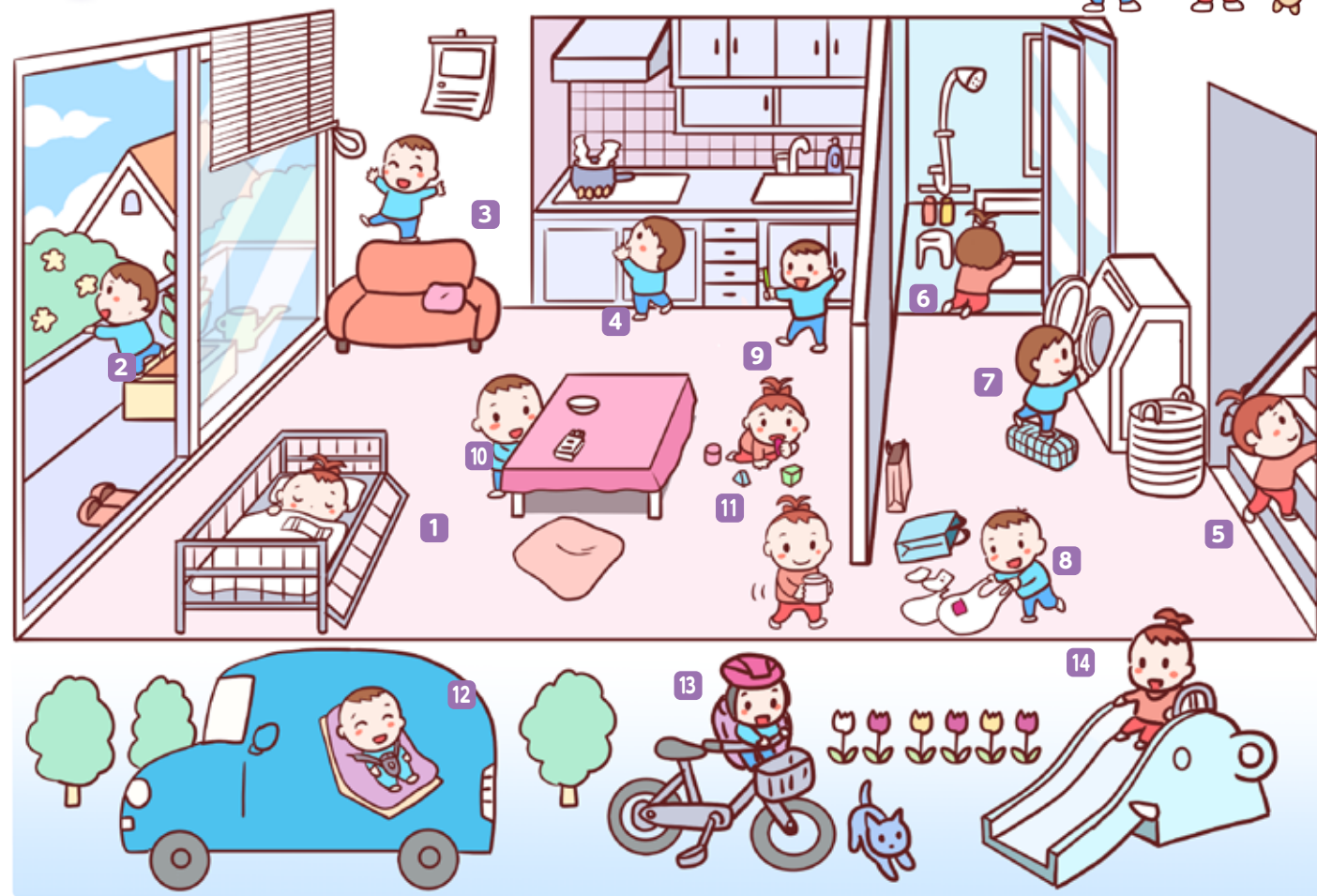
こどもを事故から守ろう

こどもの死亡事故の第1位は「不慮の事故」です。
しかし、これらの事故のほとんどは、ちょっとした注意で防ぐことができます。

こどもの成長と起こりやすい事故・その予防

あっ! ここが危ない!
さっそく点検を

下のイラストを参考に、致命的な事故を未然に防ぎましょう。また、こどもだけを家に残して外出することは、避けましょう。



※抱っこひもやベビーカー使用時も取扱説明書を読み、バックルやベルトを正しく締めて使用しましょう。
※前にかがむ際には、必ずこどもを手で支えましょう。ベビーカーは転倒することがあるので、注意しましょう。

こどもの目線で見てみよう

●お家の中は、整理整頓

お子さんの視線で、お家の中を見回してみてください。いつもと違って見えませんか? 「アレは何だろう?」と、お子さんの興味を引くものが、いっぱいあります。危ないものは、お子さんの手の届かないところへしまいましょう。

●こどもが静かな時こそ、要注意

「あれ?何しているのかな?」と、気をつけましょう。何かによじ登ったり、のぞき込んだり、口に入れたりしているかも…。

●こどもを呼び寄せるより、親から近づこう

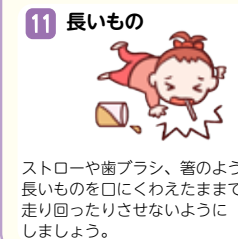
特に、外で「○○ちゃん」と呼びかけると、お子さんはお父さん・お母さんしか目に映りません。周囲の車や物に、注意がいなくなってしまう。

転落して頭を強打する危険

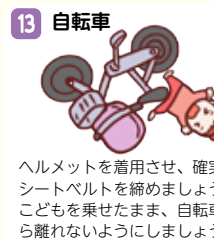


※窒息・誤嚥（ごえん）防止のため、ミニトマトやブドウ等、球状の食べ物は小さく切って食べさせましょう。豆・ナッツ類は5歳以下のこどもには食べさせないようにしましょう。

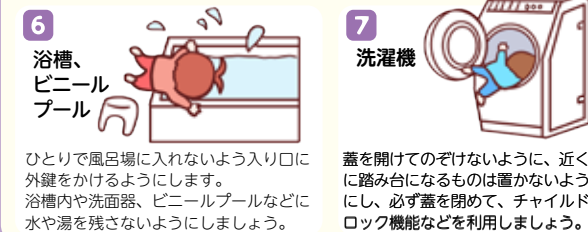
(くわえたまま) 転倒してのど奥深くに突き刺さる危険



(自転車ごと) 転倒して頭を強打する危険



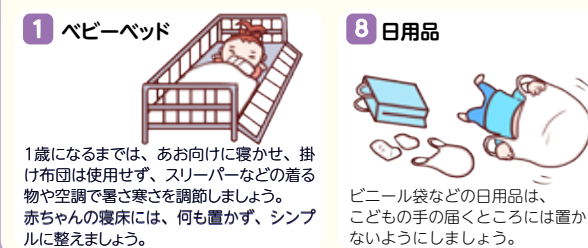
湯・水の中に落ちて溺れる危険



やけどする危険



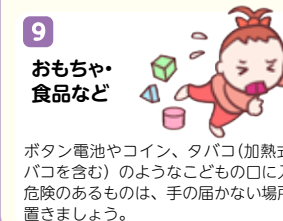
息ができなくて窒息する危険



ひもで首がしまって窒息する危険



のどに詰まって窒息する危険



車中に放置され熱中症になる危険 車のドアやパワーウィンドウに挟まれる危険



大切なことは、こどもをいつでも視野の中に入れておくことです。事故を未然に防げます。あなたのこどもには日頃からなぜ危ないのかを伝えていきましょう。



あなたのお家は大丈夫?

- ☐ Q1 薬・たばこ・化粧品・洗剤・お酒類・歯ブラシなどが、お子さんの手の届くところに置いてありませんか。
- ☐ Q2 ストーブ・アイロン・ポット・炊飯器などの熱い物に、お子さんの手が届きませんか。
- ☐ Q3 ベランダや洗濯機の周辺に、お子さんがよじ登れそうなものがありますか。
- ☐ Q4 お風呂場には、お子さんがひとりで出入りできないようになっていますか。また、浴槽にはいつも水がはってありませんか。
- ☐ Q5 ベビーベッドや階段に取り付けられた柵を、つい面倒でしないことがありますか。
- ☐ Q6 お家の中で、お子さんが何をしているのか、わからないことがありますか。
- ☐ Q7 お家や車の中に、お子さんだけを置いていくことはありませんか。

こどもの病気・事故の対応

こんなときどうする？いざという時のための応急処置

急な病気やケガで 救急車を呼ぶか迷ったとき

- **かながわ救急相談センター**（24 時間対応）
#7119 または 045-232-7119
045-523-7119
（ダイヤル回線・IP 電話からはこちら）
- **ONLINE QQ こどもの救急**
（公益社団法人日本小児科学会）
夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。



たばこ、洗剤、化粧品などの 誤飲事故が起こったとき

- **大阪中毒 110 番**（24 時間対応）
☎ 072-727-2499
- **つくば中毒 110 番**（9 時から 21 時対応）
☎ 029-852-9999
（公益財団法人日本中毒情報センター）

身近な場所を メモしてみましょう

休日の診療は _____ 休日急患診療所 ☎ _____

窒息の対応

のどに物が詰まった！唇が紫色（チアノーゼ）！呼吸ができない！
呼吸をしていないときや顔色がおかしい場合は、すぐに救急車を呼びましょう。

● 背部叩打法

- ・片方の腕に乳児をうつぶせに乗せます。
- ・手で乳児のあごをしっかり持ち、頭部が低くなるような姿勢にします。
- ・もう一方の手のひらの付け根で、背部を力強く数回連続してたたきます。



● 胸部突き上げ法

- ・片方の腕に乳児の背中を乗せ、手のひら全体で乳児の後頭部をしっかり支えます。
- ・頭部が低くなるよう仰向けにし、もう一方の手の指2本で、両乳頭を結ぶ線の少し足側を目安とする胸骨の下半分を、力強く数回連続して圧迫します。



● 腹部突き上げ法

1歳以上

- ・後ろからウエスト付近に手を回します。
- ・片手で握りこぶしを作り、その親指側をこどものへそより少し上に当てます。
- ・その手をもう一方の手で握り、すばやく手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。

熱中症の対応

頭痛、吐き気、嘔吐、注意力の散漫などがある場合には、病院を受診しましょう。
意味不明な言動があるなど意識が朦朧としている場合は、すぐに救急車を呼びましょう。

● 涼しい環境に退避させる

風通しのよい日陰や冷房が効いている室内などが適しています。

● 衣服を脱がせ、体を冷やす。

- ・衣服を脱がせて皮膚を露出し、あまり汗をかいていないようであれば、皮膚に水（冷たい水よりぬるい水が効果的）をかけて濡らしながらうちわなどで風を当てます。
- ・氷のうや冷却パックで首、脇の下、太ももの付け根などを冷やしましょう。頬、手のひら、足の裏でも効果的です。

★水分と塩分、糖分の補給も重要！

熱性けいれんの対応

おもに6か月から5歳までの乳幼児が、発熱に伴って起こすけいれんです。通常は数分で自然とおさまりますので、慌てずに落ち着いて対応しましょう。けいれんが5分以上続くとき、意識が戻らないときは、すぐに救急車を呼びましょう。

① 慌てず、安全で平らな場所に仰向けに寝かせましょう。

★吐きそうな場合は、吐いたものがのどに詰まらないように顔と体を横に向けましょう。

② けいれんが始まった時間を確認しましょう。 衣類をゆるめて熱を測りましょう。

③ けいれんの状態を確認しましょう。

★腕や足がガクガクしているのか、グューツとしているかなど身体の動きに注意！



**大声で名前を呼ばない！
身体をゆすらない！**

刺激となり、けいれんが長引く場合があります。

口の中に物を入れない！

熱性けいれんで舌を噛むことはほとんどありません。噛む力はかなり強いので物や指を入れることは危険です。

やけどの対応

やけどの範囲が広い場合や顔面や陰部のやけど、または皮膚が焦げていたり白くなって痛みを感じないような深いやけどの場合には、すぐに救急車を呼びましょう。

- ・やけどをしたら、流水ですぐに冷やしましょう。
- ・広い範囲にやけどをした場合、全身の体温が下がるほどの冷却は避けましょう。
- ・水ぶくれ（水泡）は破らないようにしましょう。



出血時の対応

大量に出血している場合や出血が止まらない場合には、すぐに救急車を呼びましょう。

- ・清潔なガーゼやハンカチ、タオルなどを重ねてきず口当て、その上から出血部位を指先や手のひらで強く圧迫します。
- ・大きな血管からの出血の場合で、片手で圧迫しても止血しないときは、両手で体重を乗せながら圧迫します。

グューツとしっかり
押さえて圧迫



予防接種

市内の協力医療機関で接種できます。お子さんの体調の良いときに受けましょう。
詳しいことは横浜市から送付される「予防接種のしおり」をご覧ください。なお、最新の情報は、横浜市発行「広報よこはま」や横浜市ホームページ等でご確認ください。

● 予防接種を受ける前に

次のような場合は予防接種を受けることができません

- 1 明らかに発熱（通常 37.5℃ 以上をいいます）をしているお子さん
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- 3 その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシー*を起したことがあることが明らかなお子さん
- 4 その他、医師が不適当な状態と判断したお子さん

※アナフィラキシー

通常、接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応が出現することがあります。

● 予防接種一覧

何か気にかかることがあれば、かかりつけの医師や
横浜市予防接種コールセンター（☎ 045-330-8561）に相談しましょう。

	ワクチンの種類	予防する病気	接種回数	0か月	3か月	6か月	12か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	実施期間	接種機関	
定期接種 無料	小児用肺炎球菌(15価、20価) 不活化ワクチン	肺炎球菌による肺炎、髄膜炎、中耳炎等	初回3回 追加1回 ※接種開始年齢によって異なります。		初回：27日以上の間隔で3回			◎無料で受けられる年齢は5歳未満まで 追加：初回接種後、60日以上あけて1歳～1歳3か月に1回							通年	市内の協力医療機関 (公費負担)	
	B型肝炎 不活化ワクチン	B型肝炎	3回		生後2か月～3か月の間に27日以上の間隔で2回			◎無料で受けられる年齢は生後1歳未満まで 1回目接種後、139日以上の間隔で1回(生後7か月～8か月)									
	ロタウイルス 生ワクチン	ロタウイルスによる胃腸炎等	2回または3回 ※ワクチンの種類によって異なります。		ロタリックス(1価) ロタテック(5価)	出生6週0日後～24週0日後までの間に2回(27日以上間隔あげる) 出生6週0日後～32週0日後までの間に3回(27日以上間隔あげる) ※いずれも、1回目を生後2か月～出生14週6日後までに接種											
	BCG 生ワクチン	結核	1回		生後5か月～8か月未満の間に1回			◎無料で受けられる年齢は1歳未満まで									
	五種混合(DTP-IPV-Hib) 不活化ワクチン	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ	初回3回 追加1回		初回：20～56日の間隔で3回			◎無料で受けられる年齢は90か月(7歳6か月)未満まで 追加：初回接種後、6～18か月の間に1回									
	麻しん風しん混合(MR) 生ワクチン	麻しん(はしか)、風しん	1期1回 2期1回		1期(1回) 生後12か月～24か月未満 ※2期の接種期間は、小学校入学1年前の4月1日～入学する年の3月31日までの間です。			2期(1回)※ 年長児相当									
	水痘 生ワクチン	水痘(みずぼうそう)	2回		生後12か月～15か月未満の間に1回 初回接種後6～12か月の間に1回(最短3か月以上の間隔で接種可能)												
	日本脳炎 不活化ワクチン	日本脳炎	初回2回 追加1回		◎無料で受けられる年齢は90か月(7歳6か月)未満まで 初回追加 初回：3歳中に6～28日の間隔で2回 追加：4歳中に1回(初回接種後、おおむね1年後(最短6か月以上))												
任意接種 有料	おたふくかぜ 生ワクチン	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	1～2回		生後12か月～15か月の間に1回			5歳～7歳未満までの間に1回※ ※麻しん風しん2期と同時期					医療機関へお問い合わせください	医療機関 (自己負担)			
	インフルエンザ 不活化ワクチン	インフルエンザ	毎年2回		2～4週間の間隔で2回 生後6か月から												

● 他の予防接種との間隔

異なる種類のワクチンを接種する場合、次の場合に限り、27 日以上、間隔をあける必要があります。



BCG の予防接種を無料で受けられるのは、生後 1 歳未満までです。乳幼児は抵抗力が弱いので、結核にかかると重い後遺症を残すことがあります。結核の予防のために、かかりつけ医とご相談の上、きちんと接種しましょう。

こどもに多い感染症

赤ちゃんは生まれたとき、お母さんから免疫（抵抗力）をもらいますが、生後6か月を過ぎる頃から、自然に失われ、病気にかかりやすくなります。

●うつり方（感染経路）

病気を引き起こすウイルスや細菌などが、体に侵入する経路には主に次の4つがあります。

ひまつかんせん 飛沫感染

咳やくしゃみで飛び散った飛沫（しぶき）によって鼻やのどから感染します。



空気感染

飛沫の水分が蒸発し、空気中に長時間漂い、吸い込むことで感染します。



接触感染

手から手、タオルなどを介して感染します。



経口感染

水や食べ物などを通して感染します。



何か気になることがあれば、かかりつけの医師や福祉保健センター健康づくり係（☎ P.28・29 参照）に相談しましょう。

●こどもに多い感染症



病名	麻疹 (はしか)	風疹 (三日ばしか)	ロタウイルス	百日咳	突発性発しん	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		水痘 (みずぼうそう)	手足口病	ヘルパンギーナ	咽頭結膜熱	伝染性紅斑 (りんご病)	インフルエンザ	新型コロナ
感染経路（うつり方）	空気・飛沫・接触	飛沫・接触	接触・経口・飛沫	飛沫・接触	接触・飛沫・経口	飛沫・接触		空気・飛沫・接触	接触・経口・飛沫	接触・経口・飛沫	接触・飛沫	接触・飛沫	接触・飛沫	接触・飛沫
潜伏期間	10～12日	16～18日	1～2日	7～10日	9～10日	14～21日		10～21日	3～5日	2～4日	5～7日	10～20日	1～3日	1～14日
発熱（目安）	38～39℃以上 (一度下がり、再度上がる。)	38℃前後	時に発熱	ほとんどなし	38℃以上 (3日以上)	38℃以上 (1～3日)		38℃以上 (1～3日)	38℃以下が多い	38℃以上 (1～3日)	40℃から37℃を上下する	微熱	38～39℃以上 (3～4日)	37.5℃以上
発しん	顔から全身にひろがる紅斑、その後色素沈着	全身に細かな発しん	なし	なし	解熱とともに赤い発しんが出現	なし		赤い発しんから水疱、かさぶたに変化	口の中、手のひら、足、に水疱性発しん	のどの奥に赤い水疱性発しん	なし	両ほほに紅斑	なし	なし
他の症状	鼻水・咳や結膜充血、目やに等	リンパ節の腫れ	下痢(白色)・腹痛・おう吐・脱水	長く激しい咳 風邪のような症状	下痢など	だ液腺の腫れと痛み		なし	口の中の痛み	のどの痛み	扁桃腺の腫れ・痛み、腹痛、下痢、結膜充血	風邪のような症状	だるさ、咳、鼻汁、関節痛、筋肉痛、食欲不振など	発熱、咳、倦怠感、味覚・嗅覚障害、下痢など
登園（登校）のめやす ※学校保健安全法に基づく出席停止基準	※ 解熱して3日経過している	※ 発疹が消失している	下痢・おう吐等 症状が軽減し、 全身状態が良い	※ 特有の咳が消えるまで、または 抗菌剤での5日間の治療が終了している	解熱し、全身 状態が安定している	※ だ液腺の腫れが出現した後、 5日間経過し、 全身状態が良い		※ すべての発しんが かさぶたになる	全身状態が 安定している	全身状態が 安定している	※ 発熱、咽頭痛、 充血など主な 症状が消失した あと2日間経過 している	症状が発疹の みで、全身状態 がよい	※ 発症した後、 5日経過しかつ 解熱後2日経過 している(乳幼児は3日間)	※ 発症した後、5日 経過しかつ症状が 軽快(解熱剤を使用 せず解熱など)後 1日経過している
予防接種で予防できる病気	○ (生後12ヶ月～)	○ (生後12ヶ月～)	○ (生後6週～)	○ (生後2ヶ月～)		○ (生後12ヶ月～)		○ (生後12ヶ月～)					○ (生後6ヶ月～)	○ (生後6ヶ月～)
感染対策のポイント	予防接種	予防接種	・手洗い ・適切な吐物処理 ・汚染された衣類等は次亜塩素酸ナトリウムで消毒(アルコール消毒は効きにくい)	・咳エチケット ・手洗い ・換気 等	・咳エチケット ・手洗い ・換気 等	・咳エチケット ・手洗い ・換気 等		・予防接種 ・咳エチケット ・手洗い 等	・手洗い ・タオルの共有などをしない	・手洗い ・うがい	・手洗い ・タオルの共有などをしない	・咳エチケット ・手洗い ・換気 等	・咳エチケット ・手洗い ・換気 等	・咳エチケット ・手洗い ・換気 等

●予防するには

※咳エチケット

咳やくしゃみが出る人は、他の人につたさないためにも、マスクをつけるか、ハンカチで口をおおひましょう。

石けんを使った丁寧な手洗いをする。



栄養・睡眠を十分にとり、規則正しい生活をして体力をつける。



感染症が流行っている時期は人混みをさける。



予防接種をする。



●かかったかな?と思ったら

受診するか迷ったら、かかりつけ医やかながわ救急相談センター（#7119）などに相談しましょう。

受診するときは、いつから、どんな症状があったかなど整理して医師に伝えられるようにしておきましょう。

受診したら、おうちでのケアの注意点や薬の使い方、次はいつ受診すればよいかなど確認しましょう。

体調が悪い時や症状がある時は、できるだけ安静にしましょう。他の方に感染をさせてしまう病気の時は、外出は控えましょう。

部屋の温度や衣服は、こどもが気持ちよく感じるくらいに調整しましょう。

下痢や食欲がない時は、水分補給に注意しながら、食事は消化の良いものにしましょう。

入浴は無理せず、体調に合わせて、体やおくちの中などをきれいに保ちましょう。



あなたなら、 こんなとき、 どうしますか？

いろいろな保護者（親）の声が、
聞こえてきました。
こんなとき、あなたは どうしますか？

こどもが言うことをきかないとき、
ついたたいてしまうんです。
もうやめようと思うのですが、また
同じことの繰り返しで……。
自分がイヤになってきます。

もう～。泣き止まなくて、
いやになっちゃう！
どうしたらいいのかしら？
こっちが泣きたいワ。

しつけのためには、時には、
こどもをたたくこともしかた
のないことかしら？

でも、やっぱり「たたく」のは
どうかしら？
言ってもわからなくても何とかし
なくちゃ。
だから子育ては大変なのよねえ。

こどもと一緒にいるのがツライ。
こどもを「カワイイ」と思うこと
ができない。どうしたらいいの？

「もしかして、これって、
こどもへの虐待…？」



? こども虐待ってどんなこと？

虐待であるかどうかの判断は、保護者（親）の考え方や意図とは無関係です。
「しつけのつもり……」「こどものため……」という保護者（親）側の意図で判断するのではなく、
こどもがどう感じ、どう傷ついているか「こどもの立場」から判断されるものです。
具体的には、保護者（親）がこども（18歳未満）に対して行う、次のような行為をいいます。

● 身体的虐待 ●

こどもの身体に暴行を加
えること（赤ちゃんを強
くゆさぶる、たたく、口
をふさぐ等）

● 性的虐待 ●

こどもにわいせつな行
為をすること、させる
こと又は見せること

● 心理的虐待 ●

こどもの心を傷つ
ける言動、こども
の目前でDVを行
うこと

● ネグレクト（保護の怠慢・拒否） ●

こどもの健康・安全への配慮を怠る
こと（食事を与えない、乳幼児を家
に残して外出する等）

※これらが重複して行われる場合もあります

子育てのことで悩んだら相談してみよう！

こどもへの虐待は、子育ての不安から始まることがよくあります。
子育てのがんばりすぎやいろいろなストレスがきっかけになって虐待に
至ってしまう。
それは決して特別なことではありません。
近くに知り合いがいない。注意されそうで誰にも相談できない。
そんなふうに思っていないですか？
「もしかしたら、これって虐待かな……」
そう思われたら、ぜひ相談してください。一緒に考えましょう。
（区役所（P.28・29）、児童相談所（P.20）の窓口へご連絡ください）

LINEでも相談できます！

横浜市では、「かながわ子ども家庭110番相談
LINE」として、児童虐待、子育ての不安など、こ
どもに関する相談をLINEでもお受けしています。

ID:kana_kodomo110
相談時間：月～土曜日 9～21時
（年末年始を除く）



横浜市子供を虐待から守る条例について

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、こどもが虐げられ、傷つくことが決まらずに、全ての市民が一体となって、
地域の力でこどもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成26年11月5日に施行されました。令和元年6月に
児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部
改正を行いました。体罰などこどもの品位を傷つける行為がなく、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やか
に成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

〈条例改正のポイント〉

- 保護者は子育てに際して、虐待をしないことに加えて、体罰を含むこどもの品位を傷つける行為をしないこと、
また、体罰等のない子育てを横浜市全体として支える内容を追加しました。
- こども自身が、さまざまな権利を持つ一人の人間として尊重されることを明らかにしました。

地域の皆さんの役割（第5条）

- 子育てに係る保護者の負担を理解します。
- こどもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、
孤立することのないよう努めます。



保護者の皆さんの役割（第6条）

- こどもに愛情をもって接し、自主性と
自発性を育む健全な養育を行います。
- 積極的に相談や子育て支援事業を利用します。



市の果たすべき役割（第4条）

- 虐待の予防、早期発見に努めます。
- 関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援します。
- 虐待を行うおそれのある保護者を支援します。



関係機関の果たすべき役割（第7条）

- 虐待の早期発見に努めます。
- 虐待発見時、各区こども家庭支援課・
児童相談所に通告します。



妊娠中の女性と胎児の健康増進（第12条）

- 妊娠中の女性は、自己と胎児の健康の保持増進に努めます。
- 配偶者及び同居者は、妊娠中の女性が安心して
生活できるよう、心身の負担を軽減するなどの
配慮を行います。



全文は
こちらから



毎月5日は
子供虐待防止
推進の日
こどもたちの明るい
未来のために

知っていますか？こどもの権利

こどもの権利条約は1989年の国際連合総会において採択され、日本も1994年に批准しました。
こどもの権利条約では、次の4つを、こどもたちの持つ基本的な柱としています。

住む場所や食べる物がある
治療を受けられる
防げる病気から命が守られる など

生きる権利

育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだり
できる
能力を伸ばし成長できる など

あらゆる暴力などから守られる
プライバシーや人に知られたく
ない秘密が守られる など

まも
守られる権利

けんり
参加する権利

自由に意見を言ったり、自由に
活動に参加できる など

家族などの親しい間柄でも、SNSの
投稿には気を付けましょう！

配偶者や恋人など身近な人からの暴力が原因で悩んでいませんか？

配偶者等からの行為が怖くて、怯えたり、不安を感じていたりしていたら、まずは相談し
てみてください。「家庭内の問題だから」「自分にも悪いところがあるから」など、と思っ
たりせず、一人でもがまんせずに、ご相談ください。

<相談先>

横浜市DV相談支援センター（電話相談窓口）

045-671-4275

月曜～金曜 9:30～16:30
（祝日・年末年始を除く）

045-865-2040

月曜～金曜 9:30～20:00
土曜・日曜・祝日 9:30～16:00
（第4木曜・年末年始を除く）

※性別を問わず受け付けています。
※横浜市各区福祉保健センターや警察署・交番でもご相談に応じています。

※緊急時は、
最寄りの警察署・
交番、又は
110番へ!!

子育て
世代への

住まいの支援

1 子育て世代の空家の購入を補助します **NEW**

市内の戸建空家を購入し転居する子育て世代に空家購入費の一部を補助します。

加算額	市外からの転入	+ 30万円
	扶養する子の数が2人以上	+ 40万円
	3年以上空家の購入	+ 30万円
基礎額		100万円

**最大
200万円**

※ 1年以上空家であり、購入した空家に10年間は継続して居住すること等が条件です。
詳細はお問合せください。

2 子育て世代家賃補助付き賃貸住宅



入居者の収入・住戸面積等に応じた補助を受けられる賃貸住宅です。

	世帯の月収額	補助限度額	最大補助期間
拡充	31万3千円以下	月額4万円	子育て世帯：6年間 新婚世帯：3年間
	21万4千円以下	月額4万円	子育て世帯：6年間 新婚世帯：3年間
	15万8千円以下	月額8万円	20年間

※補助を受けるには各種要件があります。詳細はお問合せください。
※子育て世帯(子ども又は妊娠している者がいる世帯)新婚世帯(配偶者を得て5年以内の世帯)



3 子育てりぶいん(子育て世帯向け賃貸マンション)



入居者の収入等に応じた補助を受けられる賃貸住宅です。

世帯の月収額	補助限度額	最大補助期間
21万4千円以下	月額4万円	子育て世帯：6年間

※補助を受けるには各種要件があります。詳細はお問合せください。

4 子育てしやすい賃貸住宅が増えます **NEW**

住人同士や地域住民を交えた子育てコミュニティが生まれる賃貸住宅が横浜市に誕生予定です。

子育て応援賃貸住宅整備費等補助事業

事業開始：令和8年4月(予定)

■対象となる賃貸住宅オーナーへの整備費補助

地域に開放した共用部の整備	最大 500万円
住民に限定した共用部の整備	最大 300万円

